

町・県民税、所得税の 申告はお早めに

期間中は大変混み合いますので、早めに必要書類を準備し、手続きをお願いします。

◎町・県民税、所得税申告に必要なもの

共通	マイナンバーと本人が確認できるもの (マイナンバーカード、通知カード(住民票と記載事項に変更が無い場合)および免許証・パスポート・在留カードなど) ※役場での相談時には、上記のコピーの添付は不要 ※所得税の振替納税を初めて利用される場合は金融機関届出印
還付申告の方	預金通帳などの申告者本人名義の金融機関の口座がわかるもの
給与または年金収入のある方	源泉徴収票 ・国民年金や厚生年金等の老齢年金受給者には「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬ごろに日本年金機構等から送付されます。 なお、遺族年金、障害年金は課税対象ではないので源泉徴収票の送付はありません。
営業等、農業、不動産所得のある方	収支内訳書(※作成されていない場合は、申告相談の受付ができません) ・農業所得を申告される場合も1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いた収支内訳書(農業所得用)が必要です。 ・収支内訳書の用紙は税務署や役場税務課で配布、または国税庁のホームページにも掲載されています。
社会保険料の支払いがある方	社会保険料納付済確認書 (国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等) ・国民年金保険料は、領収書や日本年金機構から送付された控除証明書
生命保険料・地震保険料の支払いがある方	生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書 ・昨年から医療費控除の明細書の作成が必須となりましたので、事前に作成をお願いします。なお、医療保険者等による医療費の通知(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を利用いただくと、明細書の記載を簡略化できます。 ・医療費控除の明細書の作成がお済みであれば、領収書をご持参いただく必要はありませんが、領収書については、5年間の保管が必要です。 ・明細書の用紙は税務署や役場税務課で配布、または国税庁のホームページにも掲載されています。
寄附金控除を受ける方	寄附金控除証明書または寄附金受領証明書等
海外在住の被扶養者がいる方	送金関係書類および親族関係書類 ・海外に在住の親族を扶養されている場合には、各個人への送金関係書類の確認をします。送金の確認できない場合には、扶養控除の適用はできません。

上記以外に所得や経費等がある方は、その証明書類もご持参ください。また、税務署から「確定申告のお知らせ」が送付された方については、はがきもご持参ください。

※障害者手帳などの交付を受けていない方でも介護保険法の要介護認定を受け、一定の要件に該当する場合は、障害者控除の対象となります。詳しくは長寿福祉課(☎0748-52-6501)へお問い合わせください。

※国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税の算定(軽減判定等)のため、町県民税の申告が必要です。

※日野町で所得税の申告書(控)に受付印を押すことができないため、受付印が必要な方は、近江八幡税務署にご相談ください。

- **申告期間** 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝日除く)
- **受付会場** 役場 3階 301・302会議室
- **受付時間** 午前の部 午前8:30～11:00 (相談開始：午前9:00から)
午後の部 午前11:00～午後4:00 (相談開始：正午から)

感染症対策のためのお願い

- 密を避けるため、会場でお待ちいただく人数を制限する場合があります。
- 会場の窓や扉を定期的に関開け、換気を行います。
- 暖房を使用しますが、換気により会場が冷え込むことがあります。体調が優れない場合や、役場での検温の際に高熱の場合は、来庁を控えてください。
- マスクの着用をお願いします。

近江八幡税務署からのお知らせ

2月16日(水)から近江八幡税務署の確定申告書作成会場(受付時間：9時～16時)を開設しますが、還付申告は2月15日(火)以前でも提出可能です。

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
入場整理券の配付方法は2通りあります。

- ① オンラインによる事前発行(LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください)
- ② 確定申告会場で当日配付(配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります)

- 確定申告書等は次の方法での提出も可能です。
- ① e-Tax(電子申告)で申告する(事前に利用開始のための手続等が必要)
 - ② 印刷して郵便又は信書便により住所地等の所轄税務署に送付
 - ③ 住所地等の所轄税務署の受付に持参(閉庁時間内も含め、税務署の時間外収受箱への投函も可)

申告書のインターネット作成については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご確認ください。(https://www.keisan.nta.go.jp)

確定申告

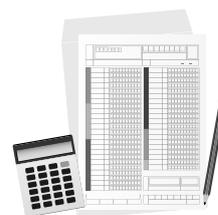
検索



スマートフォンはこちらから→

令和3年分の所得税の確定申告で、医療費控除を申告される方については、次の①又は②の書類が必要となりますのでご注意ください。

- ① 「医療費控除の明細書」に医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付したもの
※明細の記入を省略することができます。
- ② 医療費の領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」



日野町役場で受付できないもの(近江八幡税務署にご相談ください)

次の所得や控除についての所得税の申告は、役場では受付できません。近江八幡税務署で申告をお願いします。

- **譲渡所得** 土地・建物や株式の売買等の申告
- **配当所得** 上場株式の配当などで申告分離課税を選択したものや分配時調整外国税相当額控除のあるもの

- **先物取引・FX**
- **青色申告**
- **準確定申告** 亡くなられた方の申告
- **過年分** 令和2年分以前の申告
- **住宅ローン控除(初めて申告される方)**
- **その他申告内容が複雑なもの**

近江八幡税務署 〒523-8502 滋賀県近江八幡市桜宮町243の2 ☎0748-33-3141

※町民税・県民税に関する申告は日野町役場税務課 ☎0748-52-6570 で受け付けています。